

## 『第51回公害紛争処理連絡協議会』について

開催：令和3年6月3日

公害等調整委員会では、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため、都道府県公害審査会会長や審査会事務局との情報・意見交換等の場として、「公害紛争処理連絡協議会」を開催しています。

今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、6月3日にウェブ会議により、67人の参加を得て連絡協議会を開催しました。

連絡協議会では、まず、荒井勉 公害等調整委員会委員長からの挨拶の後、相馬清貴 公害等調整委員会事務局長（開催当時）から公害紛争処理等の概況報告、笠井直文 神奈川県環境農政局環境部大気水質課主査から公害紛争処理事例の紹介があり、参加者からの質疑応答が行われました。

今回は、連絡協議会での報告の概要をレポートします。

### 公害等調整委員会委員長あいさつ

公害等調整委員会委員長の荒井でございます。

本日は、大変お忙しい中、公害紛争処理連絡協議会に御参加いただき、誠にありがとうございます。

本日御参加の皆様方には、日頃より、公害紛争の迅速・適正な解決のために多大な御尽力をいただいておりますこと、また、当委員会の業務に御理解と御協力を頂いておりますことに対しまして、この場をお借りして、改めて御礼を申し上げます。



この連絡協議会につきましては、例年、直接顔を合わせながら開催させていただいておりますが、昨年度に続き、今年度も新型コロ

ナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ウェブ会議により開催させていただきます。昨年度は使用するツールの関係で全ての都道府県に御参加いただけなかったため、今年はツールを変更し、全ての都道府県に御参加いただくことができました。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、公害紛争処理制度の運用においても様々な影響を及



ぼしているものと承知しております。例えば、公害苦情相談においては、在宅時間が増えたことにより、近隣住民との騒音トラブルなどが増加したり、また、調停手続においては、現地調査や期日が思うように進められないなど、皆様方におかれましても様々な御苦勞をされているとお聞きしております。

私ども公調委におきましても、当事者ヒアリングや裁定委員会などをウェブ会議や電話

会議で行うほか、期日の開催に当たってもアクリル板を設けるなど感染防止対策を十分に講じるなど、様々な工夫を行いながら、可能な限り手続に大きな遅れが生じないように努めているところです。

こうした状況において、公害紛争処理制度を円滑に運用し、公害問題の解決に当たっていくためには、制度を担う、都道府県、市区町村の皆様、そして私ども公調委の3者の間で、これまで以上に情報共有を図り、機能的に連携していくことが重要であると考えています。

昨年度の係属事件につきましては、後ほど事務局長から資料に基づき、詳しく説明をさせていただきますが、令和2年度に公調委が新規に受け付けた公害紛争事件は14件となっており、その新規事件も含めた係属事件は51件、そのうち終結した事件は15件となっております。

全体の傾向としては、近隣店舗、住宅等の室外機からの騒音など、「都市型・生活環境型の公害紛争」が、引き続き大半を占めておりますが、その一方で、自動車排出ガスによって気管支ぜんそくに罹患したと主張する患者ら約百名による大規模調停事件など、社会性・公共性を有する事件も係属しているところです。

先ほども述べましたように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、広く外出の自粛が行われ、在宅で勤務を行う人が増加するなど、在宅時間が増加しているわけですが、こうした傾向が騒音等の新たな近隣トラブルの発生へと繋がる可能性を秘めており、公害紛争にどのような影響を及ぼすのか、注視されるところであります。その端的な一例として、最近、東京都公害審査会において、コロナ禍による生活形態の変化により公園に集まる住民が増加したため、公園がうるさくなったとして、公園の近隣住民が公園

を運営する市を相手方として、騒音の低減等を求める調停が申し立てられたケースがございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響は、人々の生命や生活のみならず、経済、社会、更には、人々の行動・意識・価値観にまで多方面に波及していると思われませんが、こうした状況の下で、私達がどうすれば調停や裁定の質を維持しつつ、円滑に事件手続を進め、期待された役割を果たしていけるのかについて、皆様方と情報交換、意見交換をお願いしたいと考えております。

本日のウェブ会議は、内容も絞ったものとなり誠に恐縮ですが、当委員会から公害紛争処理の概況について御報告をさせていただくとともに、神奈川県公害審査会から御報告をいただき、皆様方との有益な情報共有と意見交換ができればと考えております。

また、例年行われておりました外部有識者による講演については、今年度もウェブセミナーを開催するほか、担当者の皆様への説明会や意見交換会を開催することにより、情報交換を深めてまいりたいと考えておりますので、その際には積極的に御参加いただきたく存じます。

最後に、本日の連絡協議会が、公害事件処理を担当する皆様方と私ども双方にとりまして有意義なものとなることを祈念いたしまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

# 公害紛争処理等の概況報告

(相馬清貴 事務局長)

## I 公害苦情処理の状況

### 1. 令和元年度公害苦情の概況

全国の公害苦情受付件数は約7万件弱となっており、そのうち、典型7公害は約7割を占めます。平成22年度以降の推移をみると、全体としては減少が続いていたが、令和元年度は典型7公害以外の増加により微増となりました。

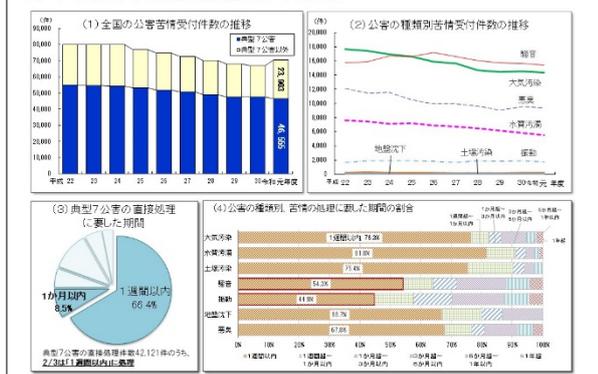
公害の種類別では、典型7公害の中では、「騒音」が3割以上で最も多く、次いで、「大気汚染」、「悪臭」の順となっており、上位3つで全体の約8割を占めます。

また、典型7公害の直接処理に要した期間をみると、苦情の2/3は1週間以内に、3/4は1か月以内に処理するなど、迅速な対応に努めていただいているところです。

公害の種類別に苦情処理に要した期間を比較してみると、「騒音」及び「振動」については、1週間以内に直接処理した割合が他に比べて低くなっており、処理に長期間を要する状況が見てとれます。

全体としてが、受付件数は減少しているものの、「騒音」「振動」については概ね横ばい又は微増となっており、これらの苦情の処理に長期間を要することを踏まえすと、公害苦情処理担当者の負担は必ずしも減っていないことが推察されます。

### 1. 令和元年度公害苦情の概況



## 2. 公害紛争処理担当職員数の状況

公害苦情処理担当職員数については、それほど大きくは変動しておりません。ただし、そのほとんどが兼任であり、各自治体において限られた定員のなかで御苦労いただいているものと思われま



都道府県別、人口10万人当たりの公害苦情処理担当職員数をみると、全国平均8.7人以下の都道府県も複数あり、大都市でその傾向がみられます。

なお、公害苦情相談を担当する職員の不足や、ベテラン職員の退職などにより、苦情相談における技術の伝承が難しくなっていると聞いており、公調委としては、自治体同士の連携強化や技術の横展開、更には相談担当者の育成など様々な支援を行っていく予定です。

### 2. 公害苦情処理担当職員数の状況



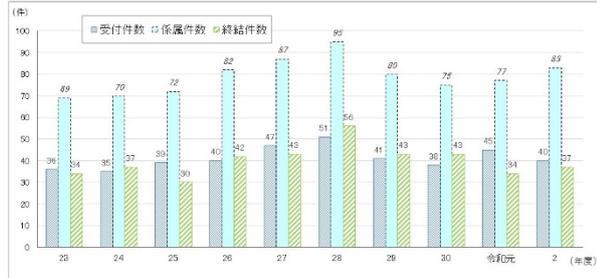
## II 公害紛争処理事件の状況

### 1. 都道府県公害審査会等における事件

都道府県公害審査会等における公害紛争処理事件については、令和元年度は新規に40件を受け付け、前年度からのものを含め83件が係属し、37件が終了しました。

係属事件が増えており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のなかで、如何に手続を進めるかが課題となるものと思われま

1. 都道府県公害審査会等における公害紛争処理事件



2. 都道府県別事件終結状況

令和2年度に終結した37件の内訳をみると、成立が8件、打切りが21件、取下げが8件であった。終結した37件を都道府県別に見ると、愛知県、大阪府が4件で最も多く、次いで、静岡県、広島県及び沖縄県が3件の順でありました。

また、成立した8件の合意事項の内訳をみると、「施設利用・作業方法の改善」が4件と最も多く、次いで「金銭支払」が3件となっていました。

2. 令和2年度都道府県別事件終結状況



3. 都道府県別事件受付件数

都道府県別の受付件数を過去5年平均で見ると、大阪府、東京都などで多くの件数を受け付けている一方、1件未満の都道府県が相当数ありました。そういった県においては、調停委員会の運営について、ノウハウの継承、蓄積が難しい状況となっていると聞いています。また、公害紛争の前段階である公害苦情の件数と比較すると、東京都、愛知県では、公害苦情受付件数に比べ、公害紛争事件

の受付件数が相対的に少なくなっています。これについては、引き続き分析を行う必要があると考えており、その際には御協力をお願いいたします。

3. 都道府県別公害紛争処理事件受付件数

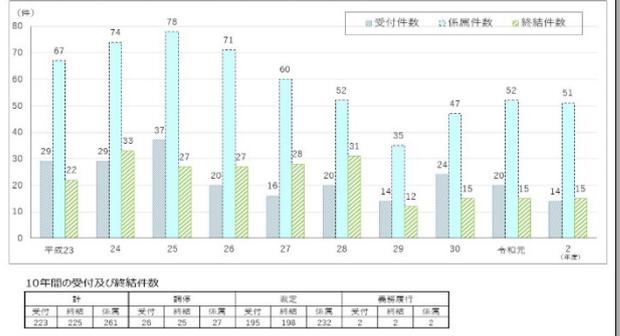


4. 公害等調整委員会における事件

公調委における公害紛争処理事件については、令和2年度は、新規に14件を受け付け、前年度からのものを含め51件が係属し、15件が終結しました。また、平成23年度から令和2年度の10年間に受け付けたそのほとんどが裁定の申請となっています。

近年は、近隣店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、人口・住宅が密集している都市部における比較的小規模な事件が目立つ傾向にあります。

4. 公調委における公害紛争処理事件



5. 公害紛争 ADR の受付件数

民事調停を含めた公害紛争 ADR 全体の受付件数の10年間の推移をみると、都道府県公害審査会等への申請が毎年約40件程度、公調委への申請は約20数件程度であります。裁判所での民事調停は90件程度と最も多くなって

います。

公害紛争処理の専門機関として、公調委や都道府県公害審査会等が設けられていることを踏まえ、市区町村の公害苦情処理との連携や制度の広報に御協力をお願いいたします。

## 5. 公害紛争ADRの受付件数



## Ⅲ 公害等調整委員会の取組の状況

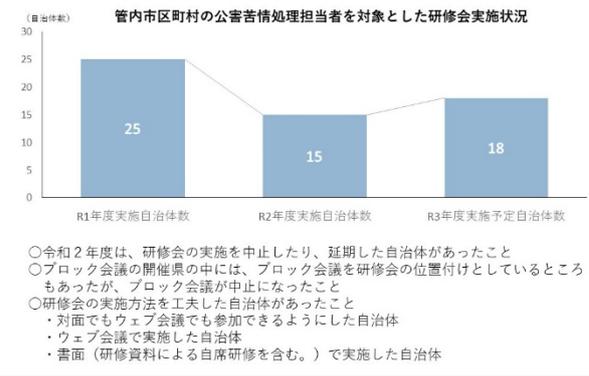
### 1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下における課題の取組

新型コロナウイルスの感染拡大の影響下における課題として、①公害紛争事件手続がスムーズに行うことが難しいこと、②在宅時間が増えたことにより、近隣住民との騒音トラブルなどが増加しており、公害苦情相談窓口の周知など一層の広報に努める必要があること、③公害紛争・苦情処理の担当職員を対象とした研修会の開催が困難となっており、人材育成が必要なことなどが考えられます。

### 2. 都道府県による研修会実施状況

都道府県による管内市区町村の公害苦情処理担当者を対象とした研修会の実施状況については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、令和2年度は、研修会の実施を中止や延期した自治体がありました。また、研修会を実施した場合にも、対面でもウェブ会議でも参加できるようにした自治体もあれば、ウェブ会議で実施した自治体や書面で実施した自治体もありました。

## 2. 都道府県による研修会実施状況



### 3. 都道府県主催研修会への支援

公調委では、都道府県主催による研修への支援として、アドバイザー等を講師として派遣することにより、公害苦情担当職員に対する技術支援を行っています。また、公害苦情担当職員が苦情を迅速かつ適切に処理する上で、既に解決された具体的事例を参考とすることは極めて有用であることから、公害苦情相談事例の処理経過、問題となった点等についての情報を収集、整理及び分析し、公害苦情処理事例集として取りまとめ、内部資料として提供することなども行っています。

講師派遣による講演は、令和2年度からウェブ会議による講演も行っており、講演内容についても相談に応じて臨機応変に対応できるので、研修会で講師派遣を検討している場合には、担当である公調委事務局総務課指導連絡係に相談していただければ幸いです。

### 3. 都道府県主催研修会への支援

- ① 令和2年度の講師派遣の実績
  - ✓ 研修会にアドバイザー等を講師として派遣（参加者は7自治体で計204人）
- ② 情報・資料の提供等
  - ✓ 既に解決した公害苦情相談事例の処理経過、問題となった点等についての情報を収集、整理及び分析し、提供
  - ✓ 全国の公害苦情の実態を統計的に把握し、毎年度、公害苦情調査結果を公表
- ③ 講師派遣による講演等の内容
  - ✓ アドバイザーによる講演等（ウェブ会議による講演を含む。）
    - ・ 公害苦情の対応方法、事例を踏まえた技術的アドバイス（処理困難な事例を含む。）
    - ・ 事例検討のコメント等
  - ✓ 公調委職員による講演等（ウェブ会議による講演を含む。）
    - ・ 公害紛争処理制度、公害苦情の処理状況（統計など）の説明
    - ・ 公害苦情調査エクセル入力システムの操作方法等

### 4. ウェブセミナーの実施

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、第51回公害紛争処理

関係ブロック会議及び第 45 回公害苦情相談員等ブロック会議の開催を中止し、新たに地方自治体の公害紛争・苦情相談の担当者を対象にウェブセミナーを 6 回実施いたしました。

ウェブセミナーは、令和元年度ブロック会議参加者が 360 人であったことと比べると延べ 1,133 人が視聴し、複数の県から令和 3 年度も実施してほしいという要望があったことから、令和 3 年度は初心者向けと中級以上向けに分けて 10 回実施することとしています。

#### 4. ウェブセミナーの実施

- ①令和 2 年度に地方自治体の公害紛争・苦情相談の担当者を対象にウェブセミナーを 6 回実施
- ✓ 視聴者数は計 1,133 人 (R1 ブロック会議参加人数は 360 人)
  - ✓ アンケート回答者 (N=588) の満足した割合は 68.7% (R1 ブロック会議 (N=296) の満足した割合は 77.7%)
  - ✓ アンケート回答者 (N=590) の業務に役立った割合は 94.0% (R1 ブロック会議では質問項目なし)
  - ✓ 複数の県から令和 3 年度もウェブ会議を実施してほしいという要望があったこと



- ②引き続き、令和 3 年度もウェブセミナーを初心者向けと中級以上向けに分けて計 10 回実施予定

#### 5. 公害苦情調査エクセル入力システム作成

都道府県及び市区町村の公害苦情相談窓口において、苦情処理経過等の記録と公害苦情調査のデータ入力を一体化し、業務の効率化を図るため、公調委において、令和 3 年 3 月に公害苦情調査エクセル入力システムを作成いたしました。

#### 5. 公害苦情調査エクセル入力システム作成

エクセル調査表

問題点：①地方自治体の公害相談窓口では、日々の業務において処理経過等の記録を行っているが、公調委に報告するために別途作業が必要であったこと  
②エクセル調査表は、入力しなければならない項目が分かりにくく、入力漏れや入力内容の誤りをチェックする機能がないため、データチェックに時間を要していたこと

#### R3 年度以降 エクセル入力システム

- 【改善点】
- ①苦情処理経過等の記録と公害苦情調査のデータ入力を一体化し、各自治体の作業を効率化
  - ②公調委に報告する項目を分かりやすくしたこと
  - ③データの入力漏れや誤りをチェックする機能を付記したことにより、公調委のデータ確認作業を効率化

#### 6. ウェブ会議等による説明会等の実施

これまで、公害紛争処理関係ブロック会議で公調委から都道府県公害審査会等事務局への事務的な連絡や意見交換も行っておりま

したが、令和 2 年度は中止した代わりに、新たにウェブ会議等による説明会や意見交換会を実施いたしました。

引き続き、令和 3 年度も適宜改善しながら実施していくので、何か要望等があれば御連絡いただければ幸いです。

#### 6. ウェブ会議等による説明会等の実施

##### ①都道府県への法令改正説明会

- 第 1 回：令和 2 年 6 月 19 日 Skype 会議
- 第 2 回：令和 2 年 7 月 2 日 Skype 会議
- 第 3 回：令和 2 年 8 月 27 日 Webex 会議

##### ②押印見直しについての都道府県との意見交換会

- 第 1 回：令和 2 年 12 月 23 日 Skype 会議
- 第 2 回：令和 2 年 12 月 24 日 Webex 会議

##### ③都道府県公害紛争処理マニュアル改訂等についての説明会

- 第 1 回：令和 3 年 2 月 15 日 Skype 会議
- 第 2 回：令和 3 年 2 月 15 日 Webex 会議

##### ④公害苦情調査エクセル入力説明会

- 第 1 回：令和 3 年 3 月 10 日 Skype 会議
- 第 2 回：令和 3 年 3 月 11 日 Webex 会議
- 第 3 回：令和 3 年 3 月 12 日～3 月 16 日 インターネットブラウザによる録画配信

#### 7. 押印等を求めている手続等の見直し

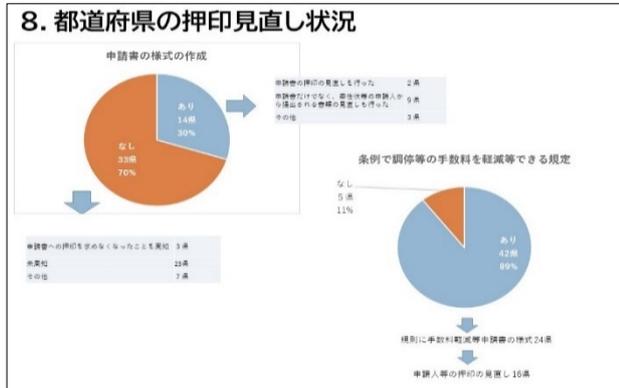
「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）等において、国民や事業者等に書面・押印・対面を求めている行政手続について必要な見直しを行う方針が示されたことから、公害紛争処理法施行令の一部を改正し、令和 3 年 2 月 15 日より都道府県公害審査会等に提出するあっせん、調停又は仲裁の申請書（参加申立書を含む。）への押印を求めないことといたしました。

また、公害紛争処理手続においては、押印の場面が多数見受けられることから、規制改革実施計画の趣旨を踏まえて、令和 3 年 2 月に都道府県公害紛争処理マニュアルの改訂を行い、都道府県公害審査会等における押印の見直しの参考としていただければ幸いです。

#### 8. 都道府県の押印見直し状況

一部の県より、公調委で各都道府県の押印の見直し状況を把握し、その情報を共有してほしいという依頼があったことから、令和 3 年 4 月 1 日現在の都道府県の押印見直し状況について調査を行いました。

その結果、政令改正により、申請書に押印を求めなくなったにもかかわらず、申請書の様式の見直しや住民への周知を行っていない県もあったので、早急に対応を行っていただければ幸いです。



### 9. 公害紛争処理制度の周知・広報

公害でお困りの方が必要なときに必要な情報を得られるよう、公調委としては、制度の周知に努めています。

特に身近な公害でお困りの方への案内として、お住まいの市区町村の公害苦情相談窓口への案内に努めています。

そのため、都道府県の御担当者の皆様におかれても、管内市町村における公害相談窓口の周知について積極的な協力をお願いいたします。

## 公害紛争処理事例の紹介

(笠井直文 神奈川県環境農政局環境部  
大気水質課主査)

神奈川県公害審査会において、近年、調停成立した事件の中から、神奈川県平成 30 年（調）第 2 号事件についての事例を紹介いたします。

本事例は、申請人である住民 1 名は、被申請人である砂利等生産販売会社の事業活動により発生する粉塵や大型車両による騒音・振動に悩まされているため、被申請人に対し、防止措置を講じることを求めたものです。

本事例では、調停委員会で 3 回の調停期日の開催等手続を進めた結果、約 5 か月で調停成立になりました。

本事例を踏まえますと、公害調停は当事者双方の互議による合意に基づき紛争の解決を図るものでありますので、事件解決に向け、被申請人の理解がある場合には調停成立に至り易いと思われま



一方、被申請人側にそうした理解がない場合や、自分は違法なことはしていないのだからそれ以上の対応をする必要がないという考えをとられる場合もあります。

最近 5 年間では、当県で受け付けた 11 事件のうち、成立に至ったのは 2 件となっております。

#### 事件の概要

- 1. 事件の表示**  
神奈川県平成30年（調）第2号事件
- 2. 事件名**  
事業活動に伴い発生する粉塵等及び大型車両通行に伴う騒音・振動等被害防止請求事件
- 3. 受付年月日**  
平成30年3月16日
- 4. 申請人**  
神奈川県住民1名
- 5. 被申請人**  
砂利等生産販売会社
- 6. 請求の概要**  
被申請人会社は、砂利、砂その他骨材の生産及び販売等の事業を営んでおり、申請人が経営する倉庫は、事業活動により発生する粉塵や、東側を通行する大型車両による騒音・振動に悩まされている。よって被申請人は、(1)粉塵等の公害防止措置を講ずること。(2)大型車両の東側通行に伴う騒音・振動等につき、通行時間の制限を含む公害防止措置を講ずること。
- 7. 終結年月日**  
平成30年8月21日
- 8. 終結の区分**  
調停成立
- 9. 終結の概要**  
調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。